

# 神戸市地域連携保全活動計画（個別活動編）

平成 28 年 3 月

## 1. 神戸市地域連携保全活動計画（個別活動編）の位置づけ

今日、既に様々な市民や事業者、市民活動団体が主体となり、地域の自然や文化等を活かして生物多様性の保全に役立つ活動が数多く行われています。

生物多様性の保全に役立つ活動に様々な主体が参加して取り組むことで、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、そして地域の活力が生み出されます。

地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全のための活動を地域の多様な主体が有機的に連携して行うことを促進し、豊かな生物多様性の保全、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 23 年 10 月に生物多様性地域連携促進法（以下、「法」という。）が施行されました。

同法では、国が定める基本方針に基づき、市町村は「地域連携保全活動計画」を作成することができることとされています。

神戸市では、平成 28 年 3 月、「生物多様性神戸プラン」（以下、「神戸プラン」という。）を改定し、その基本戦略 3 において、神戸市の地域連携保全活動計画の基本的な事項を定めました。

### ■ 地域連携保全活動計画の基本的事項（神戸プラン「基本戦略 3」より）

#### (1) 地域連携保全活動計画の区域

新プランの計画区域（市内全域）とします。なお、個々の活動エリアについては活動ごとに定めます。

#### (2) 地域連携保全活動計画の計画期間

原則として、新プランの計画期間（2025 年まで）とします。ただし、個別の活動においてこれと異なる期間を定める場合は、活動ごとに示すこととします。

#### (3) 地域連携保全活動の目標

新プランの「めざすべき将来像」を実現することとします。具体的には、多様な主体が有機的に連携して、以下のような取組を進めることとします。

- 野生動植物やその生息地の保全・管理
- 里地里山の維持・再生
- 都市部に住む人たちとの交流や、地域活動への参加促進
- 環境教育・学習、地域文化の継承推進

#### (4) NPO 等が行う地域連携保全活動の実施場所・実施時期及び実施方法

以下の事項を満たす活動を、別途、個別活動編として定めます。

- 多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性を保全するための活動

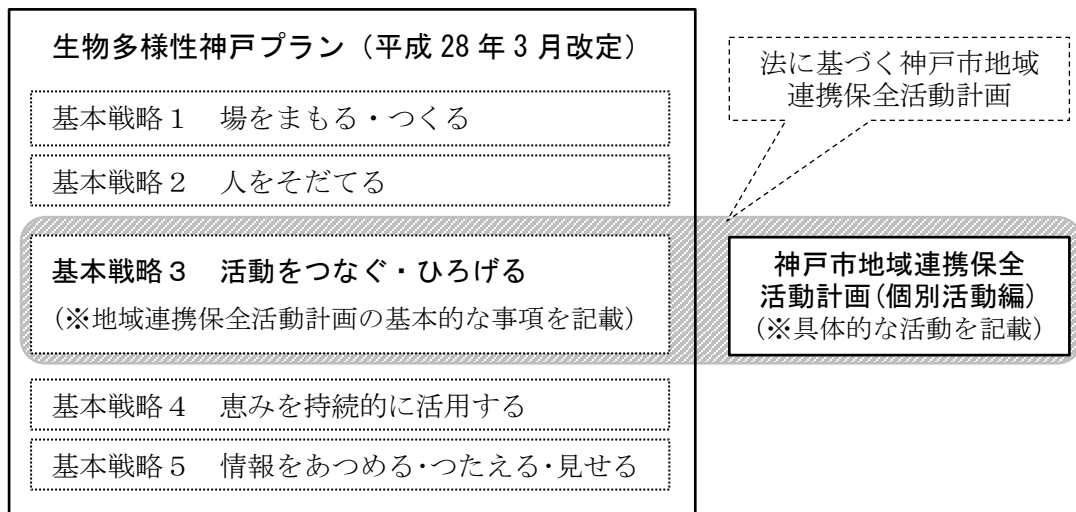
- 新プランや農水産業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等と調和が図られている活動
- 活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者等の同意が得られている活動

なお、個別活動編を定めた場合は、神戸市ホームページ、KOBE 生物多様性プラットフォーム等で公表します。

#### (5) 国・県との連携に関する事項

具体的な活動の状況に応じて、環境省近畿地方環境事務所や兵庫県等と連携・協議を行います。個別の活動が法に定める許可や届出等を要する行為を含む場合には、当該事項についてあらかじめ国や兵庫県に協議し、環境大臣や兵庫県知事の同意が必要な行為についてはその同意を得ることとします。

神戸市地域連携保全活動計画（個別活動編）は、神戸プランに基づき、NPO等が行う地域連携保全活動の実施場所・実施時期及び実施方法等を定めるもので、神戸プランの「基本戦略3 活動をつなぐ・ひろげる」と合わせて生物多様性地域連携促進法に基づく神戸市の地域連携保全活動計画となるものです。



#### ■ 神戸市地域連携保全活動計画（個別活動編）の位置づけ

## 2. NPO 等が行う地域連携保全活動の実施場所・実施時期及び実施方法等

具体的な活動は次のとおりとします。

<p><b>(1) 実施場所</b></p>	<p>神戸市北区山田町（山間の棚田）</p> <p>当該地域は、市内有数の田園風景を有しており、希少種であるオカオグルマ（キク科。「神戸版レッドデータ 2015」Bランク）、カスミサンショウウオ（サンショウウオ科。同Bランク）をはじめ、希少な動植物が生息・生育しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化が進み、耕作の継続が困難になっている山間の棚田も存在し、田園風景の維持や希少な動植物の生息・生育環境の保全に向けた取組が急務になっています。</p>
<p><b>(2) 実施時期</b></p>	<p>通年</p>
<p><b>(3) 活動内容・実施方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 希少種をはじめとする動植物の生息・生育環境の保全に向けた取り組み（畦畔等の草刈り、水路の整備等）</li> <li>● 動植物の生息・生育の回復状況調査</li> <li>● 市民（地元住民を含む）向け自然観察会の実施</li> <li>● 就農希望者向けの技術指導（将来的な営農、水田耕作を通じた生物多様性保全）</li> </ul>
<p><b>(4) 実施主体</b></p>	<p>里地・里山の保全推進協議会（棚田所有者、保全活動団体メンバー、大学等で構成）</p> <p>《関係者による協力、連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性保全活動、助成制度等全般に係る情報提供、実施主体への活動支援、水田の所有者、地元住民、大学等との連絡調整</li> <li>・ 営農に向けた指導、助言、支援等</li> </ul> </li> <li>● 北区山田町活動地区自治会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性保全活動の内容に関する地元住民への理解促進、周知等</li> </ul> </li> <li>● 神戸大学発達科学部人間発達学研究科 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動植物の生息・生育状況調査及び里地・里山の維持管理手法に対する指導、助言</li> </ul> </li> </ul>

	<p style="text-align: center;"><b>■地域連携保全活動の協力・連携の体系図</b></p>
<p>(5) その他特に定める事項</p>	<p>具体的な活動の状況に応じて必要の都度、環境省近畿地方環境事務所や兵庫県等と連携・協議を行います。</p> <p>なお、本活動においては、法第四条第6項、同条第7項に基づき環境大臣や兵庫県知事の同意を得なければならない行為はありません。</p>

### 3. 個別の活動計画の見直し

神戸市地域連携保全活動計画（個別活動編）は、NPO等が行う地域連携保全活動の進捗等に応じて見直すこととします。また、神戸プランに定める要件に適合するもので、実施主体との協議が整った活動については、今後追加することとします。